

平成 23 年 10 月 1 日現在

存続期間(有効期間)を更に延長することができる許認可等一覧

※「◎」は告示のある許認可等

法務省

(政令第 273 号 (平成 23 年 8 月 30 日)、法務省告示第 414 号 (平成 23 年 8 月 30 日))

◎ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の申請期間等の延長

※ 延長後の満了日は、平成 23 年 12 月 31 日となっています。

※ 対象地域は、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県となっています。

厚生労働省

(政令第 274 号 (平成 23 年 8 月 30 日)、厚生労働省告示第 299 号 (平成 23 年 8 月 30 日))

◎ 障害児施設給付費を支給する期間の延長

◎ 飲食店等の営業の許可の有効期間の延長

◎ 精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長

○ 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録の有効期間の延長

○ 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許の有効期間の延長

○ 薬局の開設の許可の有効期間の延長

○ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可の有効期間の延長

○ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の有効期間の延長

○ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定の有効期間の延長

○ 指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録の有効期間の延長

○ 医薬品の販売業の許可の有効期間の延長

○ 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の有効期間の延長

○ 医療機器の修理業の許可の有効期間の延長

- 戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定の請求期間の延長
- 自立支度金（中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金）の支給の申請期間の延長
- 指定居宅サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定地域密着型サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定居宅介護支援事業者の指定の有効期間の延長
- 指定介護老人福祉施設の指定の有効期間の延長
- 指定介護療養型医療施設の指定の有効期間の延長
- 指定介護予防サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定介護予防支援事業者の指定の有効期間の延長
- 介護支援専門員証の有効期間の延長
- 介護老人保健施設の許可の有効期間の延長
- ◎ 障害者又は障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の有効期間の延長
- ◎ 障害者又は障害児の保護者に対する自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長

※ 告示のある許認可等に係る満了日は、平成 24 年 2 月 29 日となっています。なお、対象地域は、事項により異なっておりますので、許認可等の更新手続を行う担当窓口にご確認ください。

※ 告示のないものについても、書面による申出により、平成 24 年 2 月 29 日を限度として満了日を延長することができますので、詳細については許認可等の更新手続を行う担当窓口にご確認ください。

農林水産省

（政令第 275 号（平成 23 年 8 月 30 日）、農林水産省告示第 1661 号（平成 23 年 8 月 30 日））

- 動物用医薬品の販売業の許可の有効期間の延長
- ◎ 品種登録（種苗法に基づくもの）の登録料の納付期間の延長
- ◎ 特例老齢農林一時金の請求期間の延長

※ 品種登録（種苗法に基づくもの）の登録料の納付及び特例老齢農林一時金の請求に係る満了日は平成 24 年 2 月 29 日、対象地域は災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）となっています。

※ 動物用医薬品の販売業の許可についても、書面による申出により、平成 24 年 2 月 29 日を限度として満了日を延長することができますので、詳細については許認可等の更新手続を行う担当窓口にご確認ください。

経済産業省（政令第 265 号（平成 23 年 8 月 26 日））

- 願書に添付した要約書の補正期間の延長 [特許法]
- 新規性の喪失の例外の適用を受けようとする特許出願等の期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法]
- 新規性喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法]
- 外国語書面出願の翻訳文の提出期間の延長 [特許法]
- 特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願期間の延長 [特許法、実用新案法]
- パリ条約又はパリ条約の例による優先権証明書の提出期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法、商標法]
- 優先権書類交換のための書面の提出期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法、商標法]
- 出願の分割ができる期間の延長 [特許法、実用新案法]
- 出願の変更期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法]
- 実用新案登録に基づく特許出願の期間の延長 [特許法]
- 出願審査の請求期間の延長 [特許法]
- 特許権の存続期間の延長登録の出願期間の延長 [特許法]
- 特許権の存続期間の延長等録の出願における書面の提出期間の延長 [特許法]
- 既納の特許料等の返還請求の期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法、商標法]
- 特許料及び割増特許料等の追納期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法]
- 拒絶査定不服審判の請求期間の延長 [特許法、意匠法、商標法]
- 訂正審判の請求期間の延長 [特許法]
- 訂正請求の申立期間の延長 [特許法]
- 再審の請求期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法、商標法]
- 外国語でされた国際出願における翻訳文の提出期間の延長 [特許法、実用新案法]
- 日本語特許出願等における条約 19 条の規定に基づく補正書の写しの提出期間の延長 [特許法、実用新案法]
- 国際特許出願等における条約 34 条に基づき提出された補正書の写し又は翻

訳文の提出期間の延長 [特許法、実用新案法]

- 手数料の返還の請求期間の延長 [特許法、実用新案法、意匠法、商標法]
- 願書に添付した明細書等の補正期間の延長 [実用新案法]
- 願書に添付した明細書、請求の範囲又は図面の訂正期間の延長 [実用新案法]
- 補正却下後の新出願の期間の延長 [意匠法、商標法]
- 補正却下決定不服審判の請求期間の延長 [意匠法、商標法]
- 出願時の特例の適用を受けようとする商標登録出願の期間の延長 [商標法]
- 第9条第1項の適用を受けることができる商標であることを証明する書面の提出期間の延長 [商標法]
- 商標権の存続期間の更新登録の申請期間の延長 [商標法]
- 登録異議申立書の補正期間の延長 [商標法]
- 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願期間の延長 [商標法]
- 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例の適用を受けようとする商標登録期間の延長 [商標法]
- 書換登録の申請期間の延長 [商標法]

- 予納した特許料等又は手数料の見込額の残余额の返還の請求期間の延長

※ 許認可等に係る満了日は、書面による申出により、平成24年3月31日を限度として延長することができます。

※ 詳細については、下記ホームページをご確認のうえ、許認可等の更新手続を行う担当窓口にお問い合わせください。

(特許庁HP)

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/touhokujishin4.htm>)

国土交通省

(政令第276号(平成23年8月30日)、国土交通省告示第868号(平成23年8月30日))

- ◎ 建設業許可の有効期間の延長
- ◎ 経営事項審査の有効期間の延長
- ◎ 浄化槽工事業の登録の有効期間の延長
- ◎ 解体工事業の登録の有効期間の延長

※ 許認可等に係る満了日は平成24年2月29日、対象地域は岩手県・宮城県・福島県となっています。

※ 詳細については、下記ホームページをご確認のうえ、許認可等の更新手続を行う担当窓口にお問い合わせください。

(国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000032.html)

【災害救助法が適用された市町村】

岩手県、宮城県及び福島県の全域並びに青森県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県のそれぞれ一部地域が含まれます（平成23年10月1日現在）。